

## 蒲郡市竹島水族館運営等事業者選定委員会の組織及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市竹島水族館管理規則(昭和36年蒲郡市規則第27号。以下「規則」という。)第12条第4項の規定に基づき、蒲郡市竹島水族館運営等事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、規則第11条に規定する民間事業者の選定に関する事項を所掌する。

2 選定委員会は、市長からの求めに応じて、次に掲げる事項について、意見を述べることができる。

- (1) 実施方針の策定に関する事項
- (2) 特定事業の選定に関する事項
- (3) 民間事業者の募集に関する事項
- (4) その他公共施設等運営権者の候補者の選定に関する必要な事項

### (組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 内部委員 副市長
- (2) 外部委員(公共施設等運営権者の候補者の選定に当たり、専門的知識及び経験を有する者で、市長が委嘱するものをいう。) 6人以内

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて、施設の管理又は運営に関する有識者を選定委員会の委員として委嘱することができる。

3 選定委員会には委員長を置き、外部委員の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、公共施設等運営権者の候補者の選定が完了する日までとする。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員が職務を代理する。

6 委員の辞職などにより、審議に支障が生じたときは、市長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

### (会議)

第4条 選定委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、直接利害関係のある団体から申請があったときは、会議に出席することができない。この場合において、内部委員が出席することができないときは、市長が指名する者を委員とすることができる。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 第3項及び前項の規定にかかわらず、選定委員会の議事は、委員長がやむを得ないと認めるときは、書面により決議することができる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 選定委員会の会議の公開及び非公開の決定は、選定委員会で決するものとする。  
(委員の責務)

第5条 委員は、公正、公平に審議を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、当該事業に関する応募に参加してはならない。
- 3 委員が当該事案に関する応募に参加したことが判明したときは、選定委員会は委員が関与した応募者の提案を選考対象外とするものとする。  
(運営)

第6条 選定委員会は、第2条第1項に規定する民間事業者の選定を行うときは、市長の諮問に基づき、次に掲げる選定基準により公共施設等運営権者の候補者とすべきものを選定するものとする。

- (1) 蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第30号）第13条第2項各号に定める基準
- (2) 募集要項等により定める基準

- 2 選定に当たっては、原則として申請団体から聞き取りを行い、事業計画書の内容を十分審査するものとする。
- 3 選定委員会は、前2項の規定に基づき公共施設等運営権者の候補者とすべきものを選定したときは、選定結果及び選定理由を市長に答申する。
- 4 市長は、前項の規定により、公共施設等運営権者の候補者とすべきものの答申を受けたときは、その結果を尊重した上で公共施設等運営権者の候補者を決定し、申請団体全てにその旨を通知するものとする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、産業振興部観光まちづくり課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員、事務局員その他選定委員会の会議に出席した者は、選定委員会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、市が公表した情報については、この限りではない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。